

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



●労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。なお、下記の時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2019年の10月に導入すると?

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせ、連続休暇に。

土日の休日や祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせることで大型連休にすることができます。また、□点滅のような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2019年10月 ※即日付与上限の数を示す

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

注: 14日(体育の日), 22日(計画年次), 23日(休日), 23日(プラスワン休暇)

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

※前年度取得されずに本年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から日数を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休業させることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	趣・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、日休日を揃えずに交替しい企業、事業場などで活用

お問い合わせ先：三重労働局雇用環境均等室 TEL:059-226-2318

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

(わかりやすい年休パンフ) (年休取得希望サイト)

仕事もった計画

厚生労働省は、地域ごとに夏休みなどの学校休日の一部を分散化等して、それに合わせて大人は有給休暇を取得することで、大人と子供と一緒に休日を過ごす機会を作る「キッズウィーク」を推奨しています。三重県内では、鈴鹿市が2018年から取組をスタートしています。